

県が一元的に運用する輸送手段の輸送能力を、季節・時間別、場所別、輸送手段別に明らかにし、この数量に基づき、供給支援組織の施設・人員・資機材、輸送用燃料の供給を準備する。

カ 輸送必要量の概算

避難指示等に伴い必要となる避難住民や救援に必要な物資の輸送量を、季節・時間別、場所別、輸送対象別に明らかにし、この数量に基づき、輸送路線の維持、通信施設、供給支援組織の施設・人員・資機材、輸送用燃料の供給を準備する。

キ 輸送に関する計画

(ア) 輸送計画

a 輸送力の配分

一定期間の輸送の根拠となるもの。

b 輸送経路

交通規制の実施の基礎となるもの。

c 輸送の実施

輸送力の配分、輸送経路に基づいて作成する、陸路を中心とした、避難住民と物資の輸送に関する細部の実施要領を定める。

輸送方法は、直通輸送、中継輸送、折返し輸送とし、地形、事態の状況により適切な輸送実施方法を計画する。

(イ) 交通規制計画

避難住民の輸送等のルートを確保するため、県の輸送計画に基づき、広域的交通管理体制の整備に努める。

(ウ) 避難実施要領

米子市長及び境港市長は、県、警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ避難実施要領を作成する。

作成に当たっては、災害時要援護者への対応、気候・気象（冬季や荒天時の対応）、時間帯（昼間、夜間）、観光客や通勤者への対応、交通状況（渋滞、事故など）等について配慮する。

避難指示の通知を受けた場合は、直ちに、県及び警察等関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領を修正し使用する。

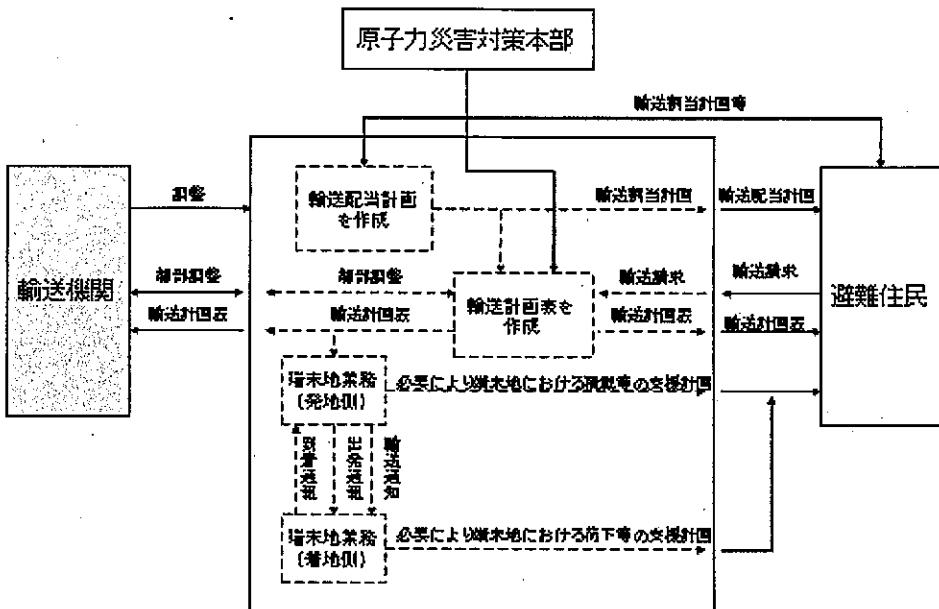
(エ) 物資輸送計画

ク 輸送の実施

(ア) 輸送業務

県は、輸送計画に基づき、一元的に輸送を手配・調整する。

輸送業務



(イ) 広域交通管理体制の確保

a 交通規制の実施

警察は、避難住民輸送等にかかるバス及び自家用車等による交通渋滞を軽減し、迅速な広域避難の実施及び緊急交通路を確保するため、道路管理者と連携を図り、必要と認められる道路の区間において交通誘導等を行う。

警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置する。

b 交通路の確保

県は、主要な橋梁、トンネル等危険箇所を把握し、啓開作業を実施する等警察とともに交通路の確保を行う。

c 給水、救護施設等の場等の確保

県は、避難経路に、給水、給油、救護、トイレを確保する。

ケ 災害時要援護者等（高齢者、障がい者、乳幼児等）の輸送

(ア) 輸送の実施

県は、県があらかじめ定める災害時要援護者の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別の輸送方法を必要とする人の輸送を一元的に行う。

(イ) 輸送の手続

県は、市町村の状況に基づき、災害時要援護者の避難に係る計画を作成するとともに、輸送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備する。

市町村は、輸送対象者を災害時要援護者の輸送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、災害時要援護者の輸送に係る計画に示された地点まで輸送する。

(ウ) 輸送の方法

輸送は、①車両、列車等による地上輸送、②船舶による海上輸送、③航空機による航空輸送により実施する。

この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、輸送網の状態、輸送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ能率的な輸送を行う。

コ 別紙5「輸送計画」

(3) 医療の提供

ア 被ばく医療体制

県（福祉保健部）は、災害対策本部の付属機関として医療救護対策本部を設置する。

医療救護対策本部は、オフサイトセンター（医療班）と調整し、被ばく医療機関と連携して、緊急被ばく医療、必要な防護対策（スクリーニング、安定ヨウ素剤の投与）等を行う。

イ 治療、搬送

(ア) 緊急被ばく医療活動

a 避難所等における対応

県及び市町村は、関係機関の協力を得て、必要に応じて救護所を指定し、避難住民等を対象とした軽度の外傷等に対する応急処置を行う。

b 初期被ばく医療機関における対応

汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して一般の救急医療の対象となる傷病への対応を行う。

c 二次被ばく医療機関における対応

初期被ばく医療機関で対応が困難な被ばく患者に、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を、必要に応じて入院診療により行う。

d 三次被ばく医療機関への搬送

県は、初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療が必要な患者について、三次被ばく医療機関と受入を調整する。

県は、消防局等で搬送が困難な場合は、消防庁に搬送手段の確保を要請する。

(イ) 医療機関への搬送

a 被ばく患者の搬送に際しては、必要な防護措置を実施するとともに、汚染の程度等の情報を医療機関に情報提供する。

b 島根原子力発電所の作業員等の被ばく患者の搬送に際しては、原子力事業者は放射線管理要員を被ばく患者に随行させる。

ウ スクリーニング

県は、UPZ外の主要経路沿い等にスクリーニング会場を設置し、避難住民のスクリーニングを行い、避難住民を避難所に収容するまでの間に、スクリーニング及び必要に応じて簡易な除染を行う。

また、主要経路沿い等のスクリーニング会場を通過しなかった避難住民については、避難先地域内に設置する予備スクリーニング会場でスクリーニングを行う。

国のスクリーニングの検討を踏まえて実施方法等をさらに検討する。

エ 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合の速やかな配布・服用の実施態勢を確保するため、県は、国、市町村等と連携し、一時集結所等において、別に定める「安定ヨウ素剤服用基準（仮称）」に従って、避難住民に対する安定ヨウ素剤の投与を行う。

国の安定ヨウ素剤服用等の検討を踏まえて実施方法等をさらに検討する。

オ 避難所の衛生管理

(ア) 県（福祉保健部・各福祉保健局）は、市町村と連携し避難所における避難住民の巡回指導体制を確立し、感染症の予防やまん延防止、その他疾病の予防に努める。

(イ) 県（生活環境部・各生活環境局）は、食品衛生監視員による食品衛生に関する指導を行い、食中毒などの事故発生を予防する。また、必要に応じて社団法人鳥取県食品衛生協会と連携して指導・相談業務にあたる。

カ 医療の確保

(ア) 県医療救護対策本部を設置し、緊急時の医療活動を統一的かつ効果的に実施する。

(イ) 国緊急被ばく医療派遣チーム、県内医療機関等からの派遣及び県外の医療救護班の応援を受ける。

キ 健康管理

避難住民の健康を良好に維持するため、体調管理、メンタルヘルスケア等を継続的に実施する。

ク 別紙6 「被ばく医療計画」

(4) 避難所

ア 避難施設の指定

(ア) 避難所

県及び市町村は、一定の要件を備えた施設を避難施設としてあらかじめ指定し確保する。

指定に当たっては、市町村の地域防災計画及び国民保護計画で指定された避難施設を活用する。

(イ) コンクリート屋内退避施設

米子市及び境港市は、コンクリート屋内退避施設の整備（指定）を行う。

イ 避難施設の開設運営

(ア) 開設

避難先地域の市町村は、あらかじめ定めた計画、又は災害対策基本法に基づく要避難地域市町村あるいは、知事との協議により、避難所を開設運営する。

避難先地域の避難施設のうち、県有施設の避難所については、県が開設運営する。

(イ) 運営

要避難地域の市町村職員は、避難先地域の市町村および県が開設運営する避難所の運営に協力する。

避難所の運営は、当初、避難先地域の職員等で行い、その後、速やかに自治会等の支援団体の運営及び避難住民の自主運営に移行する。

避難所の食事は、当初、弁当等の加工食品を主体とするが、その後、県の計画に基づき温食に移行する。

(ウ) 衛生管理

避難所の開設者は、避難所の衛生管理を行う。県は、避難者の衛生管理の指導、支援を行う。

(エ) 健康管理

避難所の開設者は、必要に応じて、避難所に救護所を開設する。

(オ) ペットの避難

避難所の開設者は、避難所にペット収容のためのスペースを確保する。

ペット収容スペースの管理運営は、避難住民自らが行うことを基本とする。

県は、ペットの健康管理のため、獣医師による巡回指導体制を確立する。

(カ) 別紙7「広域避難所運営計画」

ウ 福祉避難所の設置

避難先市町村は、災害時要援護者の避難のため、福祉避難所をあらかじめ指定し、必要に応じて、旅館、ホテル等の施設利用を検討する。

(5) 仮設住宅等

ア 方針

県及び要避難地城市町村は、避難所の早期解消を図るために、避難住民の仮設住宅等への入居開始は、避難開始後1か月をめどとし、完了は概ね6か月以内とする。

イ 仮設住宅

要避難地城市町村は、県および避難先地城市町村と連携し、速やかに建設用地を確保し、早期に仮設住宅の建設を着工する。

ウ 恒久住宅

避難所と仮設住宅の早期解消を図ることを目的とする。

県及び市町村は、賃貸住宅、公営住宅等を確保する。

必要に応じて住宅取得制度を整備する。

(6) 応援、受援

ア 職員の派遣とあっせん

(ア) 職員の動員

県は、動員計画に基づき、必要な災害対策要員を動員する。

この際、業務の継続性のため、ローテーションに考慮する。

(イ) 職員の派遣（自治法 252 の 17）

- a 市町村への職員の派遣（自治法 252 の 17）
市町村等からの派遣要請により、必要な職員を派遣
 - b 指定行政機関等への職員の派遣要請（法 151、自治法 252 の 17）
専門職員の不足に際しては、指定行政機関等に対し、職員の応援派遣を要請
 - c 派遣者の宿舎等を確保
- (ウ) 関係機関との相互派遣協定等の整備
- (エ) 職員の安全の確保（放射線防護）
- (オ) 職員の安否確認
- (カ) 職員の健康管理

イ 応援要請等

(ア) 方針

被害が甚大で独自では対応できないと判断されるときは速やかに、国、自衛隊、海上保安庁、他の都道府県及び消防機関等へ応援を要請する。

(イ) 専門家の派遣要請等

- a 鳥取県原子力防災専門家会議委員を招集する。
- b 技術的助言を得るため、専門家の派遣を国に要請する。
- c 事態を把握するため、専門的職員を国に要請する。

(ウ) 自衛隊（原子力災害派遣等）

- a 派遣の要請
知事は、防護対策を円滑に実施する必要があると認めるとき、もしくは市町村長からの派遣の要請の求めがあった場合は、自衛隊の部隊等の長に対し、災害派遣を要請する。
- b 活動内容
緊急時モニタリング支援、被害状況の把握（被害収集活動）、避難の支援、行方不明者等の捜索救助、消防活動（消防機関に協力）、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送、危険物の保安及び除去、その他

(エ) 海上保安庁

島根原子力発電所周辺の海域において、活動を行う。

航行制限・航泊禁止、海上におけるモニタリング支援、海上における救助・救急活動、緊急輸送のための海上運航確保・緊急輸送支援活動、放射性物質等の事業所外海上運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策、船舶への事項情報の連絡・緊急通報等・船舶の航行制限、海上パトロールによる治安確保

(オ) 他の都道府県への応援要求

a 他の都道府県知事への応援要求

知事は、必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に対して応援を求める。

防護対策は、県単独での対応は困難で、広域的な連携が必要と予想されるため、知事は、他の都道府県と応援協定等を結び、日頃から連携する。

知事は、独自では充分な応急措置が実施できない場合は、近隣県に応援を求めるものとし、さらにそれだけでは充分な応急措置が実施できない場合は、他ブロック都道府県に応援を求める。

b 他の都道府県との連絡調整

知事は、避難・救援に要する車両、物資、資機材等について、他都道府県知事に対する要請準備と事前連絡を行う。

また、県外への避難の指示を受けた場合に直ちに避難を行うことができるよう、情報収集、連絡調整を行う。

(カ) 指定（地方）公共機関への要請

a 措置要請

県は、防護対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定（地方）公共機関に対し必要な要請を行う。

b 応援

知事は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る防護対策を実施するため、①労務、②施設、③設備、④物資の確保について応援を求められたときは、応援する。

○ 応援の求め

知事は、防護対策を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、その業務に係る国防護対策の実施に関し、必要な人的、物的な要請を行う。

ウ 市町村への応援

知事は、市町村長等から人的応援や物資及び資材の供給要請があった場合には、速やかに調査のうえ必要に応じ人的、物的応援を行う。

エ 応援協定の整備

知事は、防護対策を総合的に推進するため、防災の協定に準じ、応援協定を結び、平素から、関係機関との連携を確保する。

オ 支援の受入れ

鳥取県社会福祉協議会、日本赤十字社等ボランティア受入機関と連携しながら、ボランティア、N P O 等の支援を受け入れる。

カ 別紙8「動員計画」

(7) 応急教育

要避難地域の教育委員会は、避難先地域で応急教育を実施する。

この際、県教育委員会及び避難先教育委員会は、応急教育の実施を支援する。また、私立学校等の応急教育は、公立の学校に準ずるものとする。

(8) 安否確認

避難等の措置を実施する市町村長は、避難先市町村及び県の協力を得て、避難住民の安否確認と安否情報の提供を行う。

(9) 警備

警察は、関係機関と連携し、警備を行う。

住民等の屋内退避、避難誘導等の防護活動及び避難実施状況の把握、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の警備、社会秩序の維持、避難所の警備、緊急交通路の確保等を行う。

(10) 広報・情報伝達

ア 方針

県は、広報に関する国等との役割分担に基づき、避難指示、緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、関係機関を通じた情報伝達、地元報道機関、インターネット等を通じて、県民に正確な情報提供を迅速にわかりやすい内容で広報する。

この際、要避難地域の住民に対する避難指示の確実な伝達、状況の推移と住民のニーズへの対応、災害時要援護者及び一時滞在者に十分な配慮を行う。

イ 情報伝達・広報の役割分担

O F C	<ul style="list-style-type: none">緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。
県	<ul style="list-style-type: none">緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、情報伝達とともに、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。O F C所管外の情報（避難生活に関する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村に広報を依頼する。
市町村	<ul style="list-style-type: none">緊急事態、災害の概要、市町村が実施する防災活動の内容、住民のるべき措置、注意事項について、サイレン、防災行政無線、広報車等を通じて住民に広報する。O F C所管外の情報（避難生活に関する情報等）を広報する。

ウ 住民への情報提供

県は、オフサイトセンターで情報の集約や整理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供する。

広報・報道担当者を明確にし、対外的に情報の一元的窓口を設置する。

関係機関と役割分担を行い、重層的かつ漏れのない広報を実施する。

屋内避難や避難の指示など重要なものについては確實に伝達できる体制や機器を整備する。

エ 広報体制の整備

(ア) 情報の収集

県は、国、島根県、市町村及び防災関係機関等と連携し、災害・避難、対応状況及び対応方針等に関する情報を収集・整理し、県各部局と情報共有する。

(イ) 情報の発信

災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理する。

県は、原子力災害の影響は五感に感じられないなどの特殊性を勘案し、避難時における住民等の心理的動搖や混乱ができるだけ低くし、円滑な避難行動に繋げるため、住民等に対して災害・避難、対応状況及び対応方針等に関する広報を行う。

(ウ) 広報手段

ホームページ（携帯電話でも利用可能）、あんしんトリピーメール、ツイッター等により行うとともに、テレビやラジオ、新聞などの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ながら行う。

避難所にいる避難住民への広報（情報提供）は、広域避難所の管理系統による直接広報も使用する。

(エ) 複合災害における強靭な情報伝達体制の確保

- ・ 広報対象に応じた広報手段の採用
- ・ 情報伝達手段の複層化
- ・ 平素の情報伝達手段の活用

オ 別紙9「広報・情報伝達計画」

(11) 問い合わせ窓口の開設

ア 方針

県は、災害対策本部にワンストップの問い合わせ窓口を早期に開設し、住民の不安解消と早期の生活再建を図る。

イ 実施要領

- ・ 専用ホームページを開設し、予想される相談内容に対する情報の提供と、相談内容に応じた相談窓口の情報提供により、早期の相談の解決と、相談窓口の混雑の解消を図る。
- ・ あらかじめ相談内容に対するQ&A集を準備するとともに、日々の相談内容を分析し、Q&A集を充実させる。
- ・ 技術的事項の解説等については、専門家で対応できるよう、転送先の確保とその機能を整備する。
- ・ 臨時電話の増設と専用ダイアルを開設する。

ウ 相談窓口の種類

- (ア) 総合相談
- (イ) 住宅全般
- (ウ) 放射線
- (エ) 原子力損害賠償等
- (オ) 住宅
- (カ) 生活資金
- (キ) 農林水産業
- (ク) 経営・労働
- (ケ) 学校、教育
- (コ) 医療
- (サ) 健康や育児・母乳

- (シ) ボランティア
- (ス) 行方不明者
- (セ) 安否情報の問い合わせ

(12) 損害賠償

- ア 県は、関係機関と連携し、損害賠償の迅速な実施に対する要望、原子力損害賠償等に関する相談窓口を設置等、被災者が行う損害賠償を間接的に支援する
- イ 別紙10「損害賠償計画」

(13) 会計等

ア 会計

- (ア) 防護対策の実施に要する費用の出納及び物品の購入については、会計規則及び物品事務取扱規則に基づき迅速に事務処理を行う。

- (イ) 緊急時の支払手続き等については、あらかじめ検討する。

イ 公的徴収金の減免措置

- (ア) 被災者に対する県税の徴収猶予及び減免の措置

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

- (イ) その他必要な措置

- a 鳥取県行政財産使用料条例第3条及び鳥取県公有財産事務取扱規則第12条関係
- b 鳥取県公有財産事務取扱規則第14条及び普通財産(土地及び建物)貸付料算定基準第8条関係

- (ウ) 県の所有に属する財産の使用許可・貸付等

ウ 義援金、義援物資の受入れ

エ 物価の監視

5 避難実施体制

(1) 危機管理体制

ア 災害対策本部の設置

内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等に、知事を本部長とする災害対策本部を県庁災害対策本部室（第二庁舎3階）に設置する。

イ 原子力災害対策本部との連携

県は、事故の応急対策の情報の共有、防災対策についての意思決定等を行うため、OFCに設置された国原子力災害現地対策本部及び島根県等の関係機関と原子力合同対策協議会を通じて連携し、迅速かつ的確な緊急事態応急対策を実施する。

ウ 災害対策本部の設置等

(ア) 災害警戒本部

島根原子力発電所より、原災法10条事象発生の通報があった場合等、災害警戒本部及び緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。

(イ) 災害対策本部の付属機関等の設置

災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局に原子力安全対策班を設置する。

緊急時モニタリングセンター（EMC）を災害対策本部の付属機関に移管する。

医療救護対策本部及び災害時要援護者対策本部を災害対策本部の付属機関として、福祉保健部に設置する。

(ウ) 現地災害対策本部

災害対策本部を設置した場合、あわせて西部総合事務所に、副知事を長とする現地災害対策本部を設置する。

(エ) 原子力災害合同対策協議会

OFCに原子力災害現地対策本部が設置された場合、統轄監は、原子力災害合同対策協議会に出席し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。

(オ) 現地調整所

統括監は、島根県との防護対策について、整合性と円滑性を確保するため、オフサイトセンターに現地調整所を設置し、避難、モニタリング、広報等について、調整メカニズムを通じて緊密に調整する。

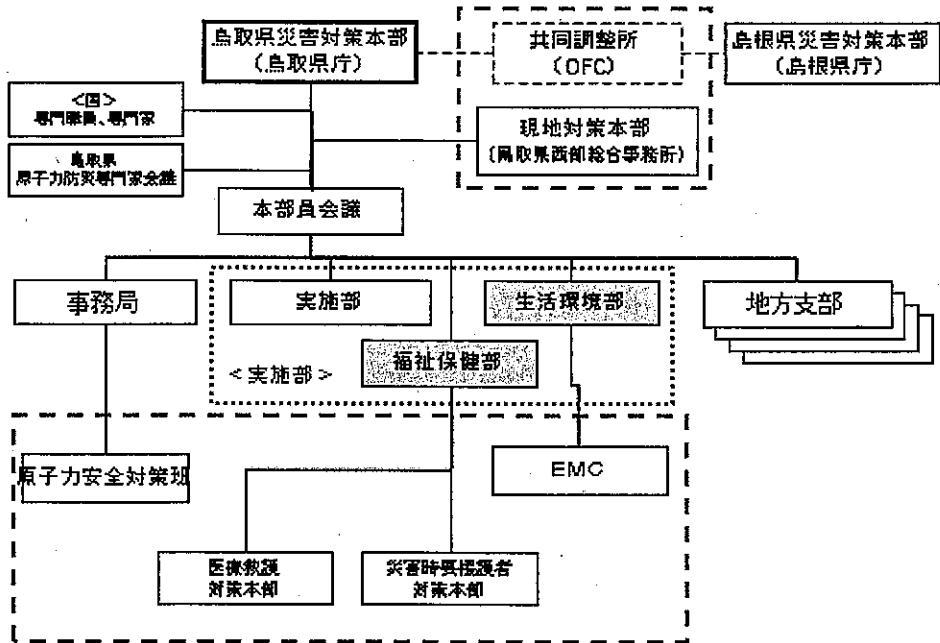
(カ) 災害対策本部地方支部

災害対策本部が設置された場合、西部総合事務所を除く総合事務所に地方支部を設置する。

各地方支部は、当該管轄における防護対策と避難住民の支援を行う。

(キ) 災害対策本部の編成

災害対策本部編成表



エ 島根原子力発電所の立入検査（調査）

原災法 10 条事象の通報があった場合、島根県と連携し、島根原子力発電所にすみやかに立入検査のための職員を派遣する。

まず、鳥取県西部総合事務所より職員を派遣し、同時に本庁（原子力安全対策室）から要員を派遣する。

オ OFCへの要員派遣

(ア) 方針

警戒事象が発生した場合、OFCに統轄監及び必要なOFC運営要員を派遣する。

(イ) 統轄監

統轄監は、原子力合同対策協議会、現地事故対策連絡会議へ参加し、県の代表として、OFC参加機関との防災対策の協議および総合調整を行う。また、島根県との防護対策に関する現地調整所を設置する。

このため、統轄監には、これら活動に必要な権限を委任する。

統轄監は、県連絡員の指揮、県派遣OFC要員を監督する。

統轄監が、OFCに到着するまでの間は、西部総合事務所から連絡要員を派遣する。

(ウ) OFC運営要員

本庁各部局及び西部総合事務所より、OFC運営要員を派遣する。

(エ) 県連絡員

本庁各部局及び西部総合事務所より、OFC連絡要員を派遣する。

カ 島根県庁へ連絡員の派遣

原災法 10 条の通報があり、島根原子力発電所に立入調査（検査）のための職員を派遣する場合、島根県と調整し、島根県に連絡員を派遣する。

キ 別紙 1-1 「災害対策本部マニュアル」

(2) 通信システム

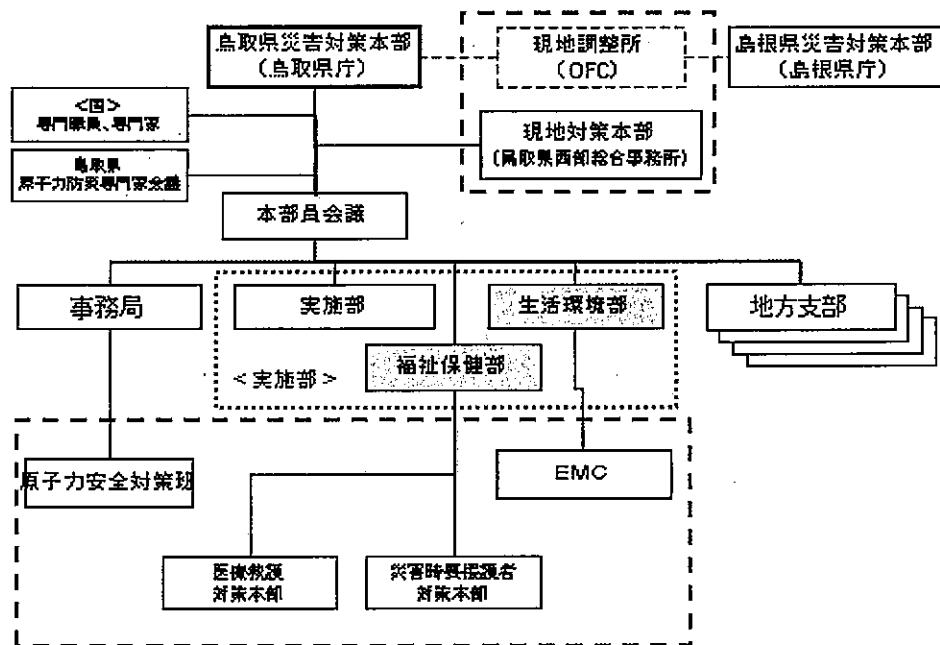
ア 方針

確実な連絡体制及び避難指示等の緊急情報の住民への速報性を確保するため、各種手段により、関係機関等との情報通信ネットワークを構築する。

イ 通信連絡系統図

(ア) 島根原子力発電所通信連絡網図

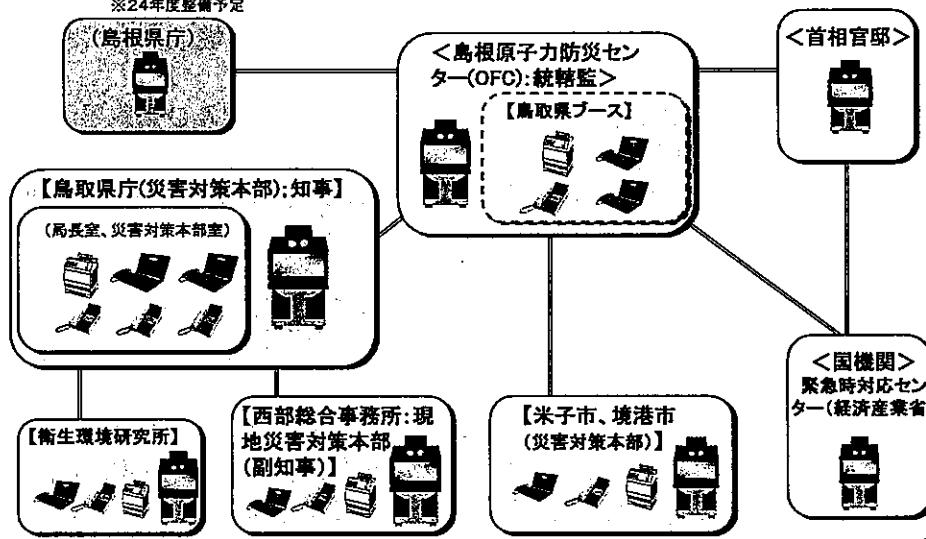
災害対策本部編成表



(イ) 原子力防災ネットワーク図

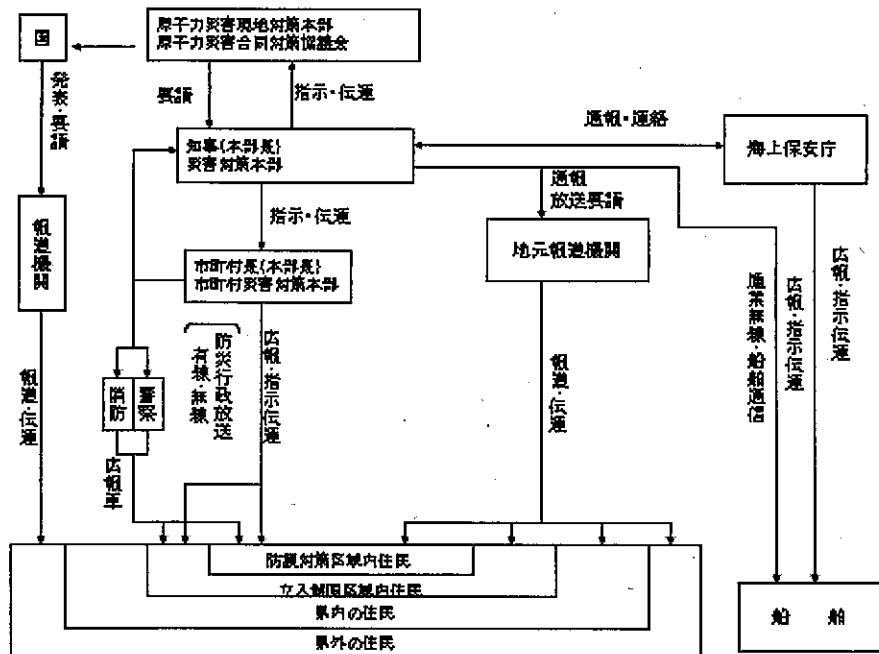
原子力防災ネットワーク図

- テレビ会議システムによる対策協議
 - 電話、ファクシミリ通信（連絡員からモバイルPC、衛星電話等での連絡調整）
 - 情報共有用PC等によるOFCや各災害対策本部の活動状況などを情報共有等
- ※24年度整備予定



(ウ) 住民に対する情報伝達系統図

住民に対する広報及び情報伝達系統図



ウ 通信運用

対策本部の通信の運用管理は、危機管理局長が統括する。

原子力緊急事態宣言が発出されたときは、直ちに通信連絡態勢を確保し、本計画に沿って情報を伝達する。

県とOFCとの間においては、原子力防災ネットワークシステム、県と市町村、消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線又は地域衛星通信ネットワーク回線を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行う。

県は、他の各部局及び各総合事務所に対しても、県内線及び鳥取県防災行政無線により情報の伝達及び送受信を行う。

ただし、これらの通信回線が途絶し又は使用不能となった場合は、その他の通信事業者回線又は非常通信により情報の伝達を行う。

エ 通信組織の構成、維持、運営

一般回線が使用できない場合は、以下の通信手段を利用する。

通信手段 通信組織	構成	維持、運営
原子力防災ネットワーク 原子力規制委員会	原子力災害が発生したときに、国、県、市町村等の防災関係機関が連携して迅速かつ的確に応急対策を行えるようにするために、高速・大容量の通信回線を利用専用の衛星通信回線を利用して、電話・FAX並びにTV会議による通信	国の委託を受け、(独)原子力安全基盤機構が運営
固定型衛星通信システム 原子力規制委員会	原子力災害等緊急事態発生時に稼働するオフサイトセンター等と県庁間を結ぶ地上回線が故障した際の代替通信手段	原子力防災ネットワークのバックアップ回線
防災行政無線 鳥取県	県庁、総合事務所、中継所をループ化された多重無線回線で結ぶ幹線を軸に、中継所と市町村、消	鳥取県と県内各市町村、県内各消防局及び防災関係機関が協定を締結し、維持、運営を行っており、

	防、県地方機関及び各防災関係機関が有線で接続された固定有線回線並びに中継所と移動端末局を結ぶ移動系回線により構成され、通信範囲は県内	鳥取県がその総括
消防防災無線 消防庁	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部を使用	鳥取県と消防庁が協定を締結し、維持、運営
中央防災無線 国各省庁 指定公共機関等	国各省庁と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線であり、国土交国各省庁通省の多重無線網の回線の一部及び衛星回線を使用	内閣府が維持、運営
水防道路無線 国土交通省	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網を使用	鳥取県と国土交通省が協定を締結し、維持、運営
地域衛星通信ネットワーク 国各省庁 他都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った(財)自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、(財)自治体衛星通信機構との利用契約により通信	(財)自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成 各施設の維持等は宇宙通信株式会社、(財)自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っている
非常通信 各加盟機関	中央非常通信協議会及び地方協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信	非常通信非常通信協議会加入団体が各自営無線回線を維持、運営

才 非常通信

(ア) 方針

県は、通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用する。

(イ) 加入電話または電報（公衆通信設備）の優先利用

(ウ) その他の通信設備の利用

a 緊急を要する場合

警察事務設備、消防事務設備、水防事務設備、航空保安事務設備、海上保安部事務設備、気象業務設備、鉄道事業設備、軌道事業設備、電気事業設備、鉱業設備、自衛隊設備、放送要請

b 放送要請

住民へ情報を速達させるため、放送協定に基づき、放送事業者に対して放送要請を行う。

(エ) 移動通信機器等の借受

a 県は、必要に応じ「移動通信機器」の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受ける。

b 機器の種類

- ・ NTT ドコモ衛星携帯電話端末
- ・ 業務用トランシーバ（簡易無線局）
- ・ インマルサット・ミニM端末

付録 1 用語の解説

あ行

アルファ線（ α 線）

放射線の一種で、陽子 2 個と中性子 2 個からなるヘリウムの原子核と同じ構造の粒子。物質を通り抜ける力は弱く、紙一枚程度で止めることができる。

アルファ線は人体外部で受けた場合、皮膚の表面で止まってしまうため、人体への影響はほとんどない。しかし体内にアルファ線を放出する放射性物質を摂取した場合、その物質が沈着した組織の細胞がアルファ線の全エネルギーを集中的に受けるため、内部被ばくで最も人体が受ける影響が大きい。

安定ヨウ素剤

原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。

事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。

屋内退避

窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時環境放射線モニタリングの結果、SPEEDI ネットワークシステムなどによる被ばく線量予測結果、専門家の助言に基づいて、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示するが、緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもある。

（参考：ガンマ線による被ばくの低減係数

場所	低減係数	
	浮遊放射性物質	沈着した放射性物質
屋外	1.0	1.00
自動車内	1.0	-
木造家屋	0.9	0.40
大きなコンクリート建物（扉及び窓から離れた場合）	0.2 以下	0.20

※ Planning For Off-site Response to Radiation Accidents in Nuclear Facilities
(IAEA-TECDOC-225)

オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設、原子力防災センター）

原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。対象となる原子力事業所から 20 km未満の区域に所在し、全国に 22箇所ある。（2012 年 12 月現在）

か行

外部被ばく

放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）により人体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線に当たっているときにだけに限られ、放射線源から離れればそれ以上の被ばくはなくなる。

確定的影響

しきい線量（これ以上の線量を被ばくすれば、人体に症状を起こす線量）が存在し、しきい線量を超えて被ばくした場合に現れる影響。影響の例としては、急性放射線症、不妊、水晶体混濁、造血臓器の機能障害などがある。

確率的影响

人が受けた放射線の量の増加に従って、障害の発生する確率が大きくなる傾向がある影響のこと。晩発性の身体的影响である発がん、子孫に伝わる遺伝的影响は確率的影响に分類される。

可搬型モニタリングポスト

固定的モニタリングポストの配置の不足を補い、モニタリング地点に臨時に配置する移動可能なガンマ線空間放射線量率測定器で、災害発生時に最大空間放射線量率を予測する地点などに置かれる。

ガンマ線（γ線）

原子核が崩壊するときに放出される電磁波。ガンマ線は物質を透過する力がアルファ線やベータ線に比べて強く、遮へいするには、厚い鉛板やコンクリート壁が必要である。

緊急被ばく医療活動

原子力災害や放射線事故により被ばくした者あるいは汚染を伴う傷病者に対する医療活動。発災事業所内での救護施設、近傍の医療機関、住民の避難所に設けられた救護所などで行われる初期被ばく医療と、地域の基幹的な病院で行われるより専門的な二次被ばく医療、さらに専門的な三次被ばく医療の三段階で構築される。

被ばく医療を行う医療機関は、地方自治体または国にあらかじめ指定される。通常の医療に加え、被災者の放射線学的サーベイ、放射性物質による汚染の除去、被ばく線量の推定などを行う。

グレイ (Gy)

放射線のある物質に当てた場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量の単位に用いられる。

原子力災害合同対策協議会

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、経済産業副大臣が主導的に運営する、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。

原子力防災専門官

原子力災害対策特別措置法第30条で定められている、オフサイトセンターに駐在し、文部科学省と経済産業省指定の原子力事業所に係る業務を担当する専門官。

平常時は、原子力事業者の防災業務計画や地方自治体の原子力防災計画に対する指導・助言、オフサイトセンターにおける防災資機材の整備、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。

緊急事態発生時は、初動においては現地事故対策連絡会議の議長を務め、当該施設の状況把握、オフサイトセンターの立ち上げ、原子力事業者や関係機関の対応状況に関する情報の集約、地方自治体などへの説明と助言などを行う。

広域避難所

市町村や都道府県の区域を越えて、大規模な住民の避難が行われた場合に、住民が一時的に滞在する施設。災害対策基本法に規定する広域的一時滞在が行われる施設。

個人線量計

個人の外部被ばく線量を測定する計器。

コンクリート屋内退避

原子力施設等で災害が発生した場合、周辺住民にコンクリート建屋内に退避してもらうこと。

コンクリート建物は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部被ばく、外部被ばくの防護効果が高いと考えられている。このため、屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、指定されたコンクリート建屋への退避が行われる。

さ行

サーベイメータ

放射性物質または放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定用と放射性汚染測定用がある。

しきい線量

放射線が生体にひき起こす確定的影響に関し、その効果をひき起こすに必要な放射線の最少吸収線量。しきい線量以下の被ばくではその影響は現れない。

実効線量

組織ごとの影響の起りやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量。ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。

$$\text{実効線量 (Sv)} = \sum (\text{等価線量 (Sv)} \times \text{組織荷重係数})$$

除染

衣服などが放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。緊急時においては、1次除染、2次除染がある。

除染剤

除染を効果的に行うために使用されるもの。除染対象物の種類及び汚染核種の種類及びその化学的性状等を考慮して選択することになるが、一般に、水、酸、中性洗剤、石けんなどが用いられる。

シーベルト (Sv)

人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。(等価線量:P28、実効線量:P27)

スクリーニング

避難住民等の被ばくの程度を放射性物質による汚染の有無、被ばく線量の測定等により評価、判定し必要な処置を行うためにふるいわけすること。

積算線量計

事業所敷地境界及び周辺地区に設置し、環境中の放射線を3ヶ月間に受けた空気吸収線量の積算量として測定する、あるいは放射線作業従事者が一定の作業期間に受けた放射線量率を積算して測定する線量計。

た行

等価線量

人の組織や臓器に対する放射線影響は放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したもの。吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。

$$\text{等価線量 (Sv)} = \text{吸収線量 (Gy)} \times \text{放射線荷重係数}$$

中性子線

原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。

な行

内部被ばく

経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射能の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。

は行

避難時間推計シミュレーション

避難勧告が発出された地域の住民が、避難指示範囲から UPZ の外へ避難する場合の、避難にかかる所要時間を予測すること。

ベクレル (Bq)

放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。

ベータ線 (β 線)

原子核が崩壊するときに原子核から飛び出す電子のこと。ベータ線の物質を透過する力はアルファ線より大きいが、ガンマ線より小さく、厚さ数mmのアルミニウムやプラスチックで止めることができる。

放射性物質

放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質といふ。

放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能にあたる。

放射性プルーム（プルーム）

排気筒から大気中に放出された放射性物質が煙のように流れること。原子力災害ではプルームの方向を避けるように避難するのが防災上効果的である。

放射線

ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ線、ベータ線など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。

ま行

モニタリング

原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う平常時モニタリングと、原子力災害時に行う緊急時モニタリングがある。

モニタリングカー

原子炉施設や再処理施設において周辺環境の放射線量や放射性物質濃度を測定するための機材を搭載した車両。

モニタリングポスト

原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備。モニタリングポストは、平常時の環境モニタリングを兼ね数が限定されるため、緊急時には移動式のモニタリングカーによる測定も行われる。

や行

予測線量

放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何も防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受けれる実際の線量とは異なる。予測線量は、状況の推移とともに変更されることを考慮する必要がある。

ら行

リスクコミュニケーション

リスクを伴う社会経済活動を計画ないし実施する際に、情報の主たる送り手となる「行政、企業あるいは専門家などに代表されるリスク専門家」と、主たる受け手となる周辺地域一般の人々などからなる利害関係者との間で、リスクに関する情報や关心・意見などのメッセージの双方向的交換を

を行うことで、当該活動に関する施策をより円滑に進めることに資する活動。

英字

EAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)

緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる、特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態。

EMC (Emergency Monitoring Center : 緊急時モニタリングセンター)

緊急時のモニタリング計画、立案を行うとともに、緊急時モニタリング作業の指揮及び総括を行う。原子力災害時において、災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の附属機関に移管する。

EPZ (Emergency Planning Zone : 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲)

原子力施設において、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性などを踏まえて、技術的見地から十分な余裕を持たせつつ定められた影響の及ぶ可能性のある範囲。これまでの防災指針では、EPZ のめやすを基準として、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案して、原子力発電所などを中心として半径約 8～10 km の距離とされていた。

ETE (Evacuation Time Estimate : 避難時間推計)

JAEA (Japan Atomic Energy Agency : 独立行政法人日本原子力研究開発機構)

指定公共機関

OFC (off-site center : オフサイトセンター)

原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に關係する国、地方公共団体、(独) 日本原子力研究開発研究機構などの關係機関及び専門家など様々な關係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設。

OIL (Operation Intervention Level : 運用上の介入レベル)

防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値などより求めたレベル。

PAZ (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)

福島第一原発事故を踏まえ、「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設置された区域。予測的な手法による意思決定ではなく、特定の事故事象が発生すれば直ちに避難するなど放射性物質を含むプルーム（気体状、粒子状の物質を含む空気の一団）が放出される前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域。概ね 5 km。

IAEA の安全指針 GS-G-2.1 では原発から 3～5 km の範囲とされている。

PPA (Plume Protection Planning Area : プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)

放射性物質を含んだプルーム（気体状、粒子状の物質を含む空気の一団）通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の防護措置を実施する区域。

※ 福島第一原発事故において安定ヨウ素剤予防服用が必要な範囲が概ね 50 km に及んだ可能性があり、今後それを参考として、具体的な対応を検討。

SPEEDI (緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)

周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量予測を計算するシステム。SPEEDI ネットワークシステムと称され、大量の放射性物質が放出されるという事態が発生、又は発生のおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するのに使用される。

UPZ (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急時防護措置を準備する区域)

福島第一原発事故を踏まえ、「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設定された区域。
環境放射線モニタリングによる計測可能な判断基準に基づく避難、屋内待避等を準備する区域。概ね 30 km。

IAEA の安全指針 GS-G-2.1 では原発から 5 ~ 30 km の範囲とされている。

(参考)

- ・ 原子力安全・保安院 「原子力関係用語集」
- ・ (財)原子力安全技術センター 「原子力防災基礎用語集」
- ・ (財)高度情報科学技術研究機構 「原子力百科事典 A T O M I C A 」
- ・ (公財)原子力安全研究会
- ・ 原子力安全委員会 「原子力発電に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」
- ・ (財)原子力安全技術センター 「原子力防災研修講座テキスト」

付録2 資料

今後作成を予定する資料

1 住民・施設等の状況

- (1) 人口（30km圏内）
- (2) 学校（30km圏内）
- (3) 保育所・幼稚園（30km圏内）
- (4) 社会福祉施設（30km圏内）
- (5) 医療施設（30km圏内）
- (6) 観光客数の推移（米子市・境港市周辺）
- (7) 外国人登録者数（米子市・境港市）
- (8) ペット飼育数（犬の登録頭数）（米子市・境港市）

2 社会基盤の状況

- (1) 主要道路（米子市及び境港市内の緊急輸送道路）
- (2) 港湾及び漁港の船舶保留能力（米子市・境港市周辺）
- (3) 漁港別の漁船数（米子市・境港市周辺）
- (4) 空港（米子市・境港市）
- (5) ヘリコプターの飛行場外離着陸場（米子市・境港市）

3 住民広報体制の状況

- (1) テレビ、ラジオ局（県内）
- (2) 防災行政無線施設（米子市・境港市）
- (3) 漁業無線施設（米子市・境港市）
- (4) 県政記者会加盟社

4 住民避難・屋内退避に関する施設等の状況

- (1) 一時集結所（米子市・境港市）
- (2) 避難所（県内）
- (3) 福祉車両（米子市・境港市）
- (4) 消防団員数（米子市・境港市）

5 輸送手段の状況

- (1) 乗合自動車・貸切旅客自動車供給調達可能数（県内）
- (2) JR西日本米子支社の輸送能力（1時間当たり）

6 船舶及び航空機の状況

- (1) 鳥取県所属の船舶
- (2) 県の航空機（管理含む。）

7 医療機関の状況

- (1) 病院（県内）
- (2) 診療所・歯科診療所（県内）
- (3) 病院一覧表（県内）
- (4) 消防機関の救急車両（県西部地域）

8 その他

米子市・境港市の気象状況

付録3 連絡先一覧

1 烏取県

機関名	所在地	電話番号	代換通信手段
危機管理局 (危機対策・情報課 原子力安全対策室)	〒680-8570 鳥取市東町1-271	(防無 7-5200-) 0857-26-	
中部総合事務所 県民局	〒		
中部総合事務所 福祉保健局	〒		
中部総合事務所 生活環境局	〒		
西部総合事務所 県民局	〒		

2 周辺市町

機関名	所在地	電話番号	代換通信手段
米子市 総務部防災安全課危機 管理室	〒683-8686 米子市加茂町1-1	(防無) 0859-23-	原子力防災ネットワーク
境港市 市民生活部自治防災課	〒684-8501 境港市上道町3000	(防無) 0859-47-	原子力防災ネットワーク
三朝町 危機管理課	〒682-0915 三朝町大瀬43-0647	(防無) 0859-43-	原子力防災ネットワーク

3 国関係

機関名	所在地	電話番号	代換通信手段
原子力規制庁 原子力防災課			
原子力規制庁 島根原子力規制事務所			
文部科学省 科学技術・学術政策局 防災環境対策室			
消防庁 国民保護・防災部 防災課			
(独)日本原子力研究開 発機構 原子力緊急時支援・研 修センター			

(財)原子力安全技術センター			
----------------	--	--	--

4 被ばく医療関係

機関名	所在地	電話番号	代換通信手段

5 食糧、生活関連物資

機関名	所在地	電話番号	代換通信手段

6 輸送関係

機関名	所在地	電話番号	代換通信手段

7 避難所関係

機関名	所在地	電話番号	代換通信手段

8 モニタリング関係

機関名	所在地	電話番号	代換通信手段

9 警察関係

機関名	所在地	電話番号	代換通信手段
中国管区警察局			
鳥取県警警察本部 警備第二課			
米子警察署			
境港警察署			
〇〇交番			

--	--	--	--

1.0 消防関係

機関名	所在地	電話番号	代換通信手段

1.1 中国電力(株)関係

機関名	所在地	電話番号	代換通信手段
中国電力(株) 鳥取支店			
中国電力(株) 島根原子力本部			

1.2 自衛隊関係

機関名	所在地	電話番号	代換通信手段
陸上自衛隊 中部方面総監部防衛部 防衛課			
陸上自衛隊 第8普通科連隊			
海上自衛隊 舞鶴地方総監部			
航空自衛隊 美保基地			
自衛隊 鳥取地方協力本部			

1.3 防災機関関係

機関名	所在地	電話番号	代換通信手段
鳥取地方気象台			

1.4 関係都道府県等

機関名	所在地	電話番号	代換通信手段
島根県 総務部原子力安全対策 課			